

質問回答書

名称 藤沢市下水浄化センター等11施設で使用する再生可能エネルギー由來の電力供給に係る公募型指名競争入札の実施について

No.	質問内容	市回答																						
1	入札における提出資料は、入札書様式3と内訳書様式4-1、内訳書4-2の3点でお間違えないでしょうか。(別紙4の提出は不要)。	お見込みのとおりです。																						
2	入札書への金や¥マークの記入は必要でしょうか。	¥マークを記入してください。																						
3	入札書(様式3)と内訳書(様式4-1と4-2)は同封してよろしいでしょうか。尚、同封の場合は、留め方や箇所、割り印等の指定はございますでしょうか。	同封してください。 なお、留め方や割り印等の指定はありません。																						
4	外封筒に直接、入札書(様式3)と内訳書(様式4-1と4-2)を入れてよろしいでしょうか(内封筒のご用意は必要でしょうか。)。尚、封筒への割り印は不要でしょうか。	郵送する場合は、内封筒に入れてください。 なお、封筒への割り印をお願いします。																						
5	入札書(様式3)には「代表者名の横に押印1部」、内訳書(様式4-1と4-2)には「押印不要」の認識でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。																						
6	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	作成日としてください。																						
7	燃料費調整額ですが、当該地域を所管する「旧一般電気事業者」の燃料費調整単価等に準ずるとありますが、詳細のご指定プランはございますか。「○年度約款に基づく○プラン」等※(例)26年度約款に基づくベーシックプラン	契約日時点の最新の約款に基づくベーシックプランに準じてください。																						
8	<入札金額の算定方法につきまして> ①様式04-2の通り、「施設ごとに月額小計(小数点以下切捨て)し年額総計(小数点以下切り捨て)を出し、合算した税込み額」を入札金額としてお間違いないでしょうか。 ②入札金額を税抜きとする場合、小数点の切り方にご指定ございますでしょうか。	①のとおり税込み金額としてください。																						
9	<様式04-1に記載する「各施設料金」に関しまして> 様式04-2のI列、小数点第2位以下切り捨ての税込み金額を記載する形でよろしいでしょうか。	様式4-2 J列の月毎の合計金額を様式4-1 E列の各施設料金に入力してください。 様式4-1欄外に「※金額欄は小数点第2位まで記載をしてください。」と記載がありますが、少数点以下切り捨ての金額を入力してください。																						
10	各施設の基準検針日をご教示いただけますでしょうか。	11施設の基準検針日は以下のとおりです。 <table style="margin-left: 20px;"><tr><td>辻堂浄化センター</td><td>1日</td></tr><tr><td>大清水浄化センター</td><td>1日</td></tr><tr><td>浜見山ポンプ場</td><td>9日</td></tr><tr><td>下藤が谷ポンプ場</td><td>1日</td></tr><tr><td>藤が谷ポンプ場</td><td>8日</td></tr><tr><td>御殿辺ポンプ場</td><td>12日</td></tr><tr><td>洲鼻ポンプ場</td><td>1日</td></tr><tr><td>大庭ポンプ場</td><td>25日</td></tr><tr><td>村岡ポンプ場</td><td>3日</td></tr><tr><td>今田ポンプ場</td><td>18日</td></tr><tr><td>石川ポンプ場</td><td>25日</td></tr></table>	辻堂浄化センター	1日	大清水浄化センター	1日	浜見山ポンプ場	9日	下藤が谷ポンプ場	1日	藤が谷ポンプ場	8日	御殿辺ポンプ場	12日	洲鼻ポンプ場	1日	大庭ポンプ場	25日	村岡ポンプ場	3日	今田ポンプ場	18日	石川ポンプ場	25日
辻堂浄化センター	1日																							
大清水浄化センター	1日																							
浜見山ポンプ場	9日																							
下藤が谷ポンプ場	1日																							
藤が谷ポンプ場	8日																							
御殿辺ポンプ場	12日																							
洲鼻ポンプ場	1日																							
大庭ポンプ場	25日																							
村岡ポンプ場	3日																							
今田ポンプ場	18日																							
石川ポンプ場	25日																							
11	7に付隨し、供給開始日までに東電EP社の約款が改定された場合、指定の年度はいつとなりますでしょうか。(25年度約款、26年度約款など)	契約日時点の最新の約款といたします。																						

12	請求書は押印無となります、ご了承頂きたくお願ひいたします。	押印を省略する際は、原則として発行責任者及び担当者の氏名等の記載が必要となります。
13	請求書は電子請求書であり、お客様マイページからPDF形式でダウンロードとなります。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
14	電気をまったく使用しない月の基本料金は、半額算定としてもよろしいでしょうか。半額算定の計算式は、〈計算式〉基本料金(未使用月)=契約電力(kw)×基本料金単価(円)×0.5となります。	契約書第25条のとおりです。
15	燃料調整費につきまして、東電EPベーシックプランを適用する際には、弊社では地域電力会社の「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で請求書に「燃料費調整額」と表記される形となります。	承知しました。
16	燃料費調整額はベーシックプランの場合、弊社の算出方法は『燃料費調整単価』+『市場価格調整単価(検針日が毎月2日から月末までのいずれかの場合)』となります。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
17	計量日が1日でない場合、年度末(～3/31)の請求書発行は通常通り5月初旬となります。ご了承いただけますでしょうか。	令和9年度以降契約が更新されない場合は、原則として、発注者が指定する期日までに請求書の発行をお願いします。
18	計量日が1日でない場合(分散検針)、年度末で3月31日と4月1日と請求書を分けることはできません。4月請求分として、5月上旬に発行されます。ご了承頂きたくよろしくお願ひいたします。	令和9年度以降契約が更新される場合は、4月請求分としてください。
19	本契約の締結後、契約書に記載がない事柄(託送費の改定)で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	契約書第25条のとおりです。
20	本契約締結後、天災事変その他不測の事態に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至った場合は、その事情に応じ、契約単価・納入期限・その他契約内容、供給会社等の変更について協議に応じていただけますか。且つ、託送業者の要因による停電等の事態は電力供給事業の範囲外となりますので、ご了承くださいませ。	契約書第16条のとおりです。
21	弊社では必要な非化石証書を一括して調達していることから、原則、発行先のお客さま名を明記した非化石証書を発行することが出来かねます。供給地点における再生可能エネルギー電力(使用電力量の100%)を含む弊社全体の購入量が記載された非化石証書を、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす電力の供給に用いた証書の写しとして提出させていただいてよろしいでしょうか。	承知しました。
22	当社では、弊社のシステムの仕様上、請求書(料金計算書)には燃料費等調整費単価の時間帯別表記はなく、請求金額のみの表記となります。燃料費等調整金額の確認は、東電エナジーパートナーの公表の燃料費等調整費単価をWeb上にてご確認いただき時間帯別の使用量については弊社マイページより30分値データをダウンロードしご確認いただく方法となります。ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。

23	<p><協議制の契約超過金について></p> <p>11施設のうち5施設は、常用、予備電ともに契約容量が500kW以上のため協議制でよろしいでしょうか。</p> <p>尚、契約容量を超過した際には下記弊社の約款に基づき、契約超過金をお支払いいただきますがよろしいでしょうか。</p> <p>(約款規定)</p> <p>契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。</p>	契約書第14条のとおりです。
24	<p><契約電力の変更></p> <p>契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか。予定のある際は下記ご確認をお願いいたします。尚、併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、相当の期間と変更となる根拠資料の提出にご協力をいただきます。ご了承のほどお願いいたします。</p> <p>(1)500kW未満の実量制契約の場合) 直近請求書の契約電力を引き継がせて頂きます。</p> <p>(2)500kW以上の協議制契約で契約電力を増加予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり書類の提出が必要となるため変更までにお時間を頂きます。(落札後別途弊社に申し出がない場合は直近の請求書の契約電力を引き継がせていただきますのでご了承ください。)</p> <p>(3)500kW以上の協議制契約で契約電力を減少予定の場合) ⇒契約開始後の契約電力変更に関しては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となり過去12か月分のデマンド値が必要となり、変更まで時間をいただきます。管轄エリア電力会社様の承認が得られない場合は直近の請求書の契約電力となります。</p>	供給期間中における契約電力の変更予定はございません。
25	「入札参加届」の代表者名は、かながわ電子入札共同システムに登録の受任者として宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
26	「入札書」の日付は、郵送入札の場合は入札書を印刷した日で宜しいでしょうか？第〇回の部分にはどのように記入すれば宜しいでしょうか？	日付は作成日としてください。 第〇回の部分は未記入としてください。
27	「入札書」に記入の金額は、燃料調整費及び再エネ賦課金含まない金額という認識で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
28	「入札額内訳書」について、E列の記載方法がわからないので、記載例をご提供頂けますでしょうか？	【様式4】施設別内訳書 J列の月毎の合計金額を記入してください。 【様式4】入札額内訳書の欄外に「※金額欄は小数点第2位まで記載をしてください。」と記載がありますが、少数点以下切り捨ての金額を入力してください。
29	「施設別内訳書」は、各シートの単価欄(BおよびF)を埋めればよい認識で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。 各シートの4月の単価欄B及びF(赤字)を記入してください。

		11施設の基準検針日は以下のとおりですが、切替(供給開始日)についてはすべての施設において4月1日としてください。																						
30	供給する各施設の計量日を教えてください。計量日は1日ではない場合も4/1での切替で宜しいでしょうか？	<table><tbody><tr><td>辻堂浄化センター</td><td>1日</td></tr><tr><td>大清水浄化センター</td><td>1日</td></tr><tr><td>浜見山ポンプ場</td><td>9日</td></tr><tr><td>下藤が谷ポンプ場</td><td>1日</td></tr><tr><td>藤が谷ポンプ場</td><td>8日</td></tr><tr><td>御殿辺ポンプ場</td><td>12日</td></tr><tr><td>洲鼻ポンプ場</td><td>1日</td></tr><tr><td>大庭ポンプ場</td><td>25日</td></tr><tr><td>村岡ポンプ場</td><td>3日</td></tr><tr><td>今田ポンプ場</td><td>18日</td></tr><tr><td>石川ポンプ場</td><td>25日</td></tr></tbody></table>	辻堂浄化センター	1日	大清水浄化センター	1日	浜見山ポンプ場	9日	下藤が谷ポンプ場	1日	藤が谷ポンプ場	8日	御殿辺ポンプ場	12日	洲鼻ポンプ場	1日	大庭ポンプ場	25日	村岡ポンプ場	3日	今田ポンプ場	18日	石川ポンプ場	25日
辻堂浄化センター	1日																							
大清水浄化センター	1日																							
浜見山ポンプ場	9日																							
下藤が谷ポンプ場	1日																							
藤が谷ポンプ場	8日																							
御殿辺ポンプ場	12日																							
洲鼻ポンプ場	1日																							
大庭ポンプ場	25日																							
村岡ポンプ場	3日																							
今田ポンプ場	18日																							
石川ポンプ場	25日																							